

第3節

個人の多様な活動の展開

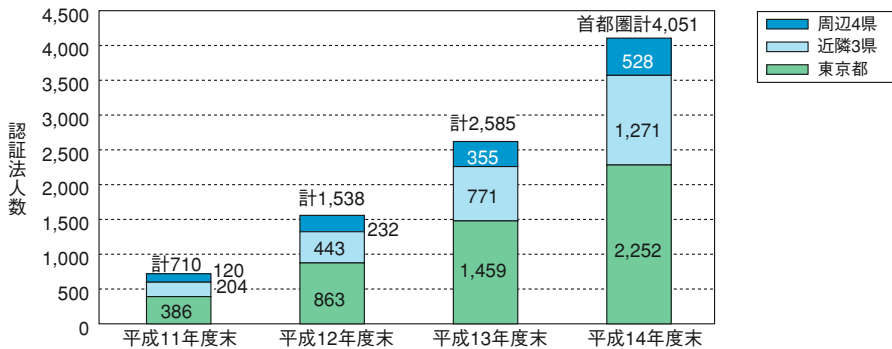
1. NPO等への多様な支援

(1) NPOの現状

平成10年12月のNPO法（特定非営利活動促進法）の施行以降、同法に基づく認証法人（NPO法人）の数は大幅に増加しており、首都圏においては昨年の同じ時期から約1,500法人増加し、4,000法人を超えた（図1）（全国では、平成15年3月末時点で10,664法人）。

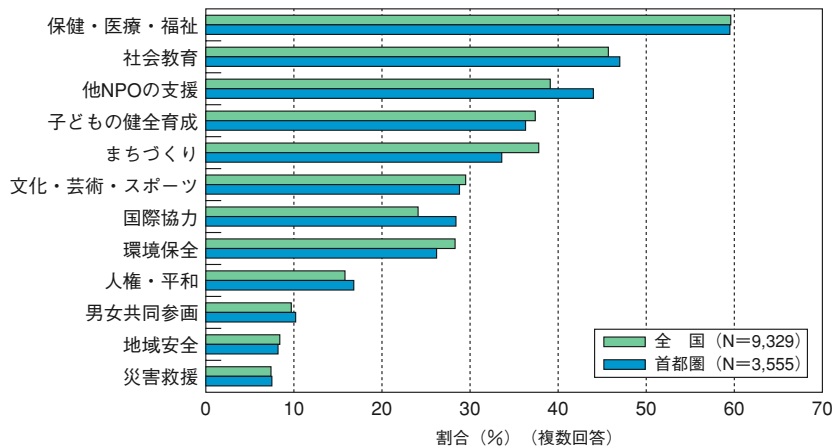
NPO法人の活動分野は、保健・医療・福祉、社会教育、他NPOの支援、子どもの健全育成、まちづくりの分野が活動の上位を占めている（図2）。首都圏では全国と比べて、他NPOの支援及び国際協力の分野の活動が多くなっているが、まちづくり等の分野の活動が若干少なくなっている。

図1 首都圏におけるNPO法人数（暫定数）



資料：内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

図2 NPO法人の活動分野



注1：平成14年12月31日時点

注2：活動分野名は省略している。

資料：内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

(2) NPOへの支援

平成14年12月には、特定非営利活動の一層の発展を図る観点から、1. 特定非営利活動の種類を追加（情報化社会の発展を図る活動、消費者の保護を図る活動等5分野）、2. 設立の認証の申請手続の簡素化、3. 暴力団を排除するための措置の強化等の規定を盛り込んだ改正NPO法が成立した。

また、平成13年度の税制改正において、NPO法人の活動を支援するため、NPO法人のうち一定の要件（寄附金等の占める割合、活動内容、運営組織等に関する要件）を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものに対して行った寄附を、寄附金控除等の対象とする税制上の優遇措置が講じられた。この認定を受けた認定NPO法人の数は、平成15年2月に全国で12件となった。

首都圏コラム

NPOの活動場所の提供「みなとNPOハウス」

東京都港区では、廃校となった六本木の中学校の校舎をNPOの活動場所として提供している。

平成14年7月に「みなとNPOハウス」としてオープンしたこの施設は、NPO等の複数の団体が同居する複合事務所であり、現在、子どもの健全育成、保健・医療・福祉、社会教育等さまざまな分野で活動している29の団体が入居している（平成15年3月現在）。入居団体は、広さに応じた家賃と光熱費を港区に支払う。1つの普通教室に1団体が入居しているところもあれば、1教室を本棚等で分け、2つの団体で利用しているところもある。また、1階には区内で活動するNPO等が打合せや情報交換等で無償で利用できるNPO交流サロンもある。

少子化により学校の統廃合が見られており、学校跡地の有効活用事例として、また、行政とNPOの協働関係を探る場としても注目を集めているところである。



資料：港区

タマちゃんのゴミ袋

「タマちゃんのゴミ袋」で清掃活動支援

国土交通省京浜河川事務所では、アゴヒゲアザラシの「タマちゃん」のイラストを用いたゴミ袋を作成した。地域の住民が主体となる河川清掃への支援の一環として、多摩川、鶴見川、相模川等で清掃活動をしている市民団体等に、このゴミ袋を無料で配布し、ゴミを拾うイベント等河川清掃に広く利用して頂いている。



2. テレワークの推進

情報通信機器を活用しながら、在宅での仕事を可能にする等多様なワークスタイルを提供するテレワーク¹⁾の特性を把握するため、国土交通省では、首都圏在住のテレワーカー等を対象にアンケート調査を行った。勤務形態別²⁾にテレワーカーの生活行動についてアンケート調査をした結果、いずれのタイプにおいても、テレワークを実施することによって移動距離が削減されている(図1)。また、テレワークを実施したことによる1日の活動時間の変化をみると、在宅型では、通勤時間が大きく減少し、その分が仕事、睡眠、家事・育児、娯楽・レジャーに振り分けられている様子がうかがえる(図2)。

また、主婦や60歳以上の高齢者に対し、テレワークが可能な場合の就業意欲をアンケート調査した結果、「機会があれば実施したい」と考える者がいずれも60%を超えている(図3、4)。

こうした主婦・高齢者の社会参画を促進するためには、企業に属さない個人が独立して事業を行う「非雇用型就業者」のテレワーク(非雇用型テレワーク)を推進することが有

図1 テレワーカー1人の1日当たり移動距離

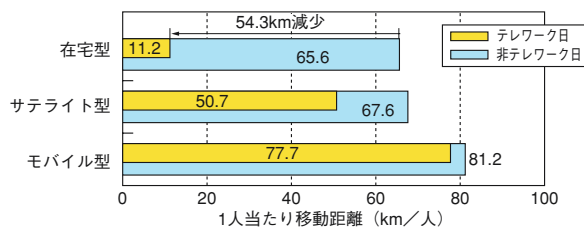


図3 主婦のテレワークに対する意識

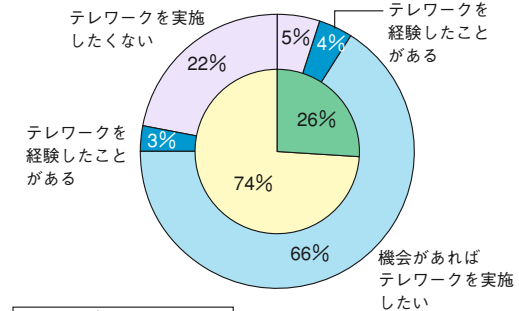


図2 テレワーク勤務による活動時間の増加分の平均(分)

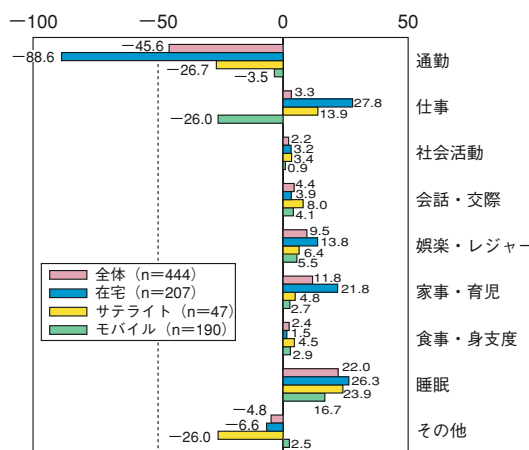
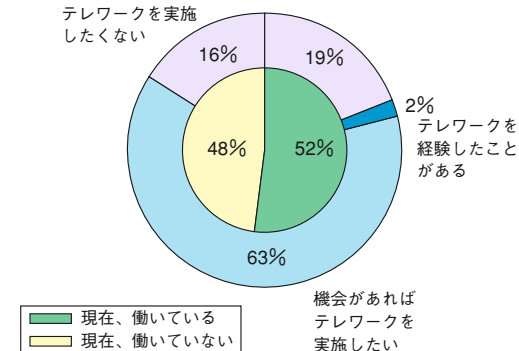


図4 高齢者のテレワークに対する意識



資料：図1から図4まで国土交通省国土計画局調べ

1) テレワークは、業務を続けていく上で、情報通信機能の利用が必要不可欠であり、かつ働く場所を自由に選択できる就業形態であり、雇用型と非雇用型に分けられる。

2) 在宅型：勤労者の日常生活の場である家庭にオフィスを設けることにより、職住一体化を図る勤務形態。サテライトオフィス型：ベースとなるオフィスの他に、サテライトオフィスやスモールオフィス等の小さなオフィスを設ける勤務形態。モバイル型：オフィス、顧客、取引先等にその都度出向くことなく、勤労者が、外出先から移動しながらオフィス等と情報を伝達し、報告・メール受信等を行う勤務形態。

効であると考えられるが、首都圏在住の非雇用型就業のテレワーカー³⁾は、平成14年3月現在で約37~40万人程度、非雇用型就業者に占めるテレワーカー数の割合（テレワーク率）は、約11~12%と推計される。このうち、女性のテレワーク率は約8~9%、60歳以上の高齢者のテレワーク率は約3~4%となっており、今後一層の推進が求められる。

首都圏コラム

テレワークの推進による女性・高齢者等の社会参画支援

高齢化の進展により、高齢者の社会参画が課題となるとともに、少子化の進行を抑止するため、女性が就業等の社会生活と育児等の家庭生活を両立できる就業形態の確立が焦眉の急となっている。

また、今後においては、高齢化の進展による労働力人口の減少により、都市活力の減退が危惧されている。テレワークの推進は、こうした要請に応え得るものであり、国土交通省では、テレワークを行いたいと考えている女性・高齢者等向けにテレワークにおける基礎的なビジネスマナーや仕事を進める際の留意点等を盛り込んだ学習ツールや自分の技術スキル等を判定・認識するためのコンテンツを作成し、CD-ROMとして配布するとともに、ホームページ(<http://www.japan-telework.or.jp/guide/>（社）日本テレワーク協会）に掲載した。

ホームページの中では、テレワークの能力向上を目的とした研修をどこからでも受講できるようなe-ラーニングの環境の試行も行った⁴⁾ところであり（上写真）、コンテンツの更なる改良を図ることとしている。



ゆとりある社会生活を実現するテレワーク

国土交通省では、テレワークの普及推進を図るため、平成14年度に、エッセイコンテストを実施した。本コンテストでは、企業に勤める勤労者のテレワークの体験談や提案をエッセイの形で募集したところ、全国から30点の応募作品が集まり、審査委員会による厳正な審査により最優秀賞（国土交通大臣賞）ほか各賞を選考し、平成14年11月に表彰を行った（右写真）。

受賞作品では、作者がテレワークの実施のためにスキルアップに熱心に取り組んだり、会社が様々な困難を克服してテレワーク制度を導入する等、勤労者や企業側が大変な努力をしている様子や、テレワークによって仕事と育児の両立を実現したり、また、テレワークによってもたらされたゆとりを活用して、趣味やボランティア活動に積極的に取り組む様子等、作者が理想とするライフスタイルを実現している様子が分かりやすく表現されている。

また、テレワークを実践している企業においては、経営者が多様性に富んだ革新的な経営感覚を持っていたり、人材を大切にしている等、先進的な企業経営の様子が語られている作品もあった。



3) 「従業者数4人以下の会社などの経営者・役員」、「自営業主」、「家族従業者」等の非雇用型就業者を対象としたアンケートを実施し、その中から、テレワーカーを抽出（テレワーク実施の頻度はテレワーカーの要件としていない）。

4) ホームページ上でのe-ラーニング環境の試行については、平成14年度限りで終了している。

3. 女性・高齢者等の社会的活動への支援

(1) 女性の社会進出への支援の動き

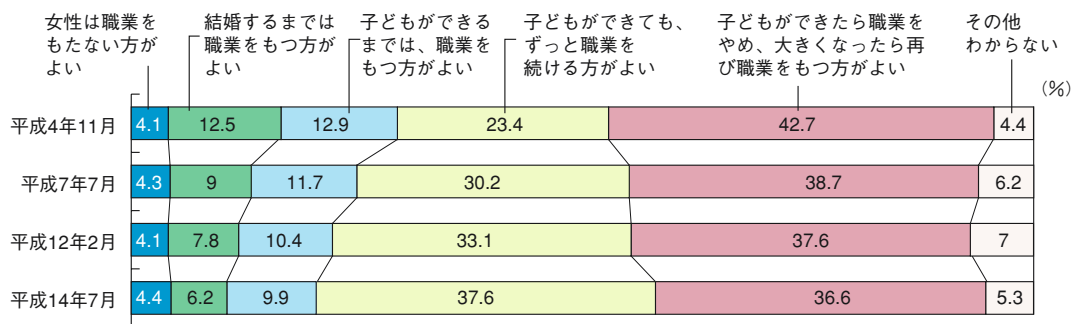
平成14年7月に内閣府の実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、女性が職業を持つことについて37.6%の人が「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」と答えている（図1）。このような考え方を持つ人は近年増える傾向にあり、就労等における女性の社会進出を支援する環境の整備が求められている。

一方、全国の保育所待機児童¹⁾の数は、1年間で4千人以上増え平成14年4月1日時点で25,447人となっている。なお、首都圏では、全国の約44.3%に相当する11,279人の待機児童がいる（図2）。

このような待機児童の抜本的な解消を図るため、「都市部における保育所待機児童の解消」が都市再生プロジェクト（第二次決定）に位置付けられ、利用しやすい場所における保育所等の設置や、既存の保育所ストックの有効利用を図ることとされた。

また、平成13年7月に閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策の方針について」において、「待機児童ゼロ作戦²⁾」が位置付けられた。

図1 女性の就業に対する意識の推移



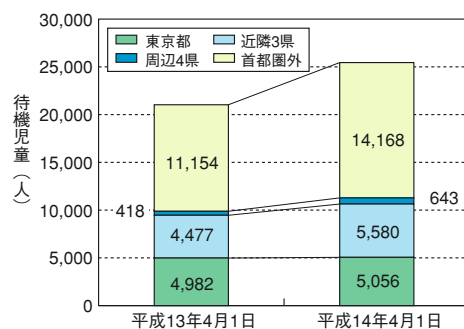
資料：内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

(2) 住まい・まちづくりをめぐる高齢者等支援の動き

高齢化の急速な進展等を背景として、高齢者等誰もが安心して暮らすことができる環境整備が求められており、住宅、交通施設等各種施設について取組が進められている。

高齢者が安心して生活できる居住環境を実現するため、平成13年8月に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が施行された。こ

図2 保育所待機児童数



資料：内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

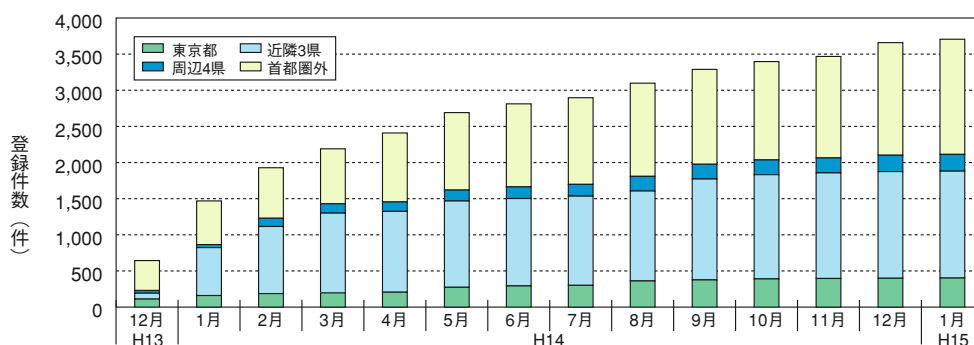
1) 待機児童：保育所入所申込書が市区町村に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない児童

2) 待機児童ゼロ作戦：保育所、保育ママ、自治体におけるさまざまな単独施策、幼稚園における預かり保育等を活用し、潜在者までを含めた待機児童を解消するため、待機児童の多い都市を中心に、平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の受け入れ児童数の増大を図る。施設の運営は民間を極力活用し、最小コストでの実現を図る。

の法律に基づき、高齢者世帯の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度が創設されており、全国における登録件数は平成15年1月末時点で3,706件(42,968戸)となっている(図3)。

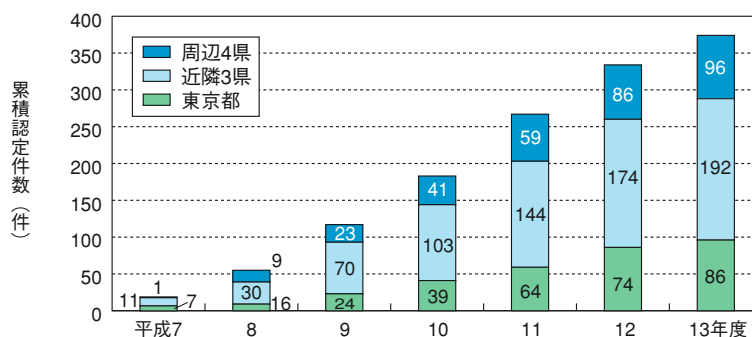
また、ハートビル法³⁾に基づき、デパート、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物で、高齢者等が特段の不自由なく利用できる基準を満たすとして都道府県知事に認定された建築物は、平成13年度末時点で全国で1,992件、首都圏で374件となっている(図4)。なお、平成14年7月のハートビル法の改正により、認定の対象となる特定建築物の範囲の拡大(学校、事務所、共同住宅等の用途の建築物も対象へ拡大)等が行われた。

図3 高齢者円滑入居賃貸住宅登録件数の推移



資料：(財)高齢者住宅財団資料により国土交通省国土計画局作成

図4 ハートビル法認定件数の推移



資料：H12以前は国土交通省住宅局資料により、H13年度は各都県への聞き取りにより国土交通省国土計画局作成

(3) ホームレスの自立の支援の動き

大都市を中心として、自立の意思がありながらホームレス⁴⁾となることを余儀なくされた人が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会との軋轢が生じつつある。

このような現状に鑑み、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的として、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行された。この法律では自立の支援等のため、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講じることが定められている。

また、平成15年1～2月にかけて、ホームレスの実態に関する全国調査が実施されたところである。

3) ハートビル法：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

4) ホームレス：都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者